

高齡者悪質商法被害防止情報連絡体制

消費生活センター情報特急便 NO.195

見守りを必要としている高齢者への注意喚起をお願いします。

◆ 住宅の点検商法

点検商法とは、「無料で点検する」と言って、家を訪問し、点検の結果「このままでは、大変なことになる」などと消費者の不安をあおり、高額な商品やサービスなどを契約させる手口です。住宅の場合は、屋根や床下、配水管など、消費者が容易に確認できない部分で判断が難しく、言われるがまま点検に続けて工事の契約をしてしまうという実態があります。

〈相談事例〉

突然、近くで工事をしている者だと作業員が来訪し、家の屋根を見て「壊れている」と言ってきた。翌日、点検してもらおうと、屋根の瓦が割れたりずれていたりする写真を見せられ、「このままでは瓦が飛んだり、もっとひどい状態になる」言われた。「他社に見てもらおう」と言ったが、「今なら安くできる」「早くした方がいい」とせかされ、180万円の工事契約をしてしまった。契約書には「一式」と書かれており、詳細は分からない。工事は2日で終わったが、金額に見合う工事がされていないのではないか。



〈トラブル防止のポイント〉

- ・突然訪問してきた事業者には安易に点検させないようにしましょう。点検箇所をわざと壊して撮影し、勧誘する悪質なケースも見られます。点検後に修理を勧められてもその場で契約しないようにしましょう。複数の事業者から見積もりを取ったり、家族や身近な人と検討しましょう。
- ・特に、その場で高額な契約を迫ったり、しつこく勧めてくる事業者には注意が必要です。
- ・契約書面は必ず受け取り、説明された内容と契約書（見積書）が合っているか、よく確認しましょう。工事終了後でも、クーリング・オフできる場合があります。困ったときは、消費生活センターにご相談ください。

★右のQRコードから中野区ホームページにて、

2020年4月からの「情報特急便」をご覧ください。



裏面にて、(独)国民生活センターの「見守り新鮮情報」をお届けします。

消費生活センター 中野区中野4-8-1 (区役所1階24番窓口)
 相談受付電話 03(3389)1191 FAX 03(3389)1199
 相談受付時間 月～金曜日 9時30分～16時 (土日・祝日・年末年始は休み)
 eメールアドレス shohiseikatusementa@city.tokyo-nakano.lg.jp

※高齢者への被害を防ぐには周囲の気付きが大切です。不審なことがあった場合は、消費生活センターへご連絡ください。

7億円当選!? 心当たりのない メールは無視

スマホの **SMS** に「7億円**当選**した」という通知が届いた。
受領するための手続きだと言われ、様々な名目の
費用を **請求** され、これまでに **電子**
マネー で150万円ほど **支払** ったが、
いつまで経っても当選金が
振り込まれない。

「コンビニの端末機で
購入した電子マネー
の払込票が残って
いると当選金が支払
えなくなる」と言われ
ていたので、全て捨て
てしまった。姉から
借金 もした。お金を
取り返したい。
(70歳代 女性)



ひとこと助言



- 申し込んでいないのに、宝くじや懸賞などに当選することはありません。大金が当選したというメールやSMSが来てもうのみにせず、すぐに削除し相手には絶対に連絡しないようにしましょう。
- 「当選金を受け取るため」などと言って事前にお金を請求されたら、詐欺です。後で元が取れるなどと思わず、絶対にお金を支払わないでください。支払ってしまうと、取り戻すことはほぼできません。
- 周囲の人は、高齢者変わった様子がないか日ごろから気を配りましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。